

答申個第113号

令和4年1月27日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

いじめ重大事態に関する文書の一部開示決定等事案

- 1 令和2年11月24日付け教指生第58号～第60号 (諮問個第266～268号)
- 2 令和2年12月14日付け教指生第69-1号及び第69-2号 (諮問個第269号及び第270号)
- 3 令和2年12月14日付け教指生第70-1号～第70-3号 (諮問個第271～第273号)
- 4 令和2年12月14日付け教指生第71-1号～第71-3号 (諮問個第274号～第276号)

1 審査会の結論

処分庁が行った各処分は、いずれも妥当である。

2 審査会における審議の方法

令和2年10月24日及び同年11月13日に提起された6件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、未成年の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人である父、父本人及び母（以下、これら3名を合わせて「本件各審査請求人」という。）のそれぞれから提出があった、同一内容の3件の個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）に対する各処分（計8件。以下「本件各処分」という。）について行われたものであり、また、本件各審査請求における本件各審査請求人の主張も同一であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

(1) 本件各審査請求人は、令和2年7月22日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項又は第2項の規定により、別記記載の1～6（以下「請求内容1」などと表記する。）の公文書の開示を請求した。

(2) 処分庁は、本件各請求に対して、次のとおり個人情報開示決定処分、個人情報一部開示決定処分又は不存在による非開示決定処分を行い、令和2年8月19日付けで、その旨及びその理由を本件各審査請求人に通知した。

ア 本件児童の法定代理人である父に対する処分

(7) 個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分1」という。）

a 特定した公文書

「〇〇月〇〇日 **両親と生徒指導課の面談」（請求内容1，2①及び3に該当するものとして），「議員への回答メール」（請求内容2①及び3に該当するものとして），「□年□組 **の件 まとめ」（請求内容5①に該当するものとして）

b 個人情報の一部を開示しない理由

条例第16条第2号に該当

開示請求者以外の個人の発言内容等については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(4) 不存在による非開示決定処分（以下「本件処分2」という。）

a 対象となる請求内容

請求内容2②，4，5②，5③及び6

b 開示請求に係る個人情報を保有していない理由

請求内容2②，5②及び5③については、請求に係る公文書を作成していないため。

請求内容4については、本音声データは3人の話し合いを記録するためのものであり請求に係る公文書を作成していないため。

請求内容6については、請求にある期間内に「調査終了と報告するに至った経緯、理由が明らかになる話し合いの記録」は作成していないため。

イ 父本人及び母に対する各処分

(7) 個人情報開示決定処分（以下、父本人に対する処分を「本件処分3」といい、母に対する処分を「本件処分6」という。）

a 特定した公文書

「〇〇月〇〇日 **両親と生徒指導課の面談」（請求内容1、2①及び3に該当するものとして）、「議員への回答メール」（請求内容2①及び3に該当するものとして）、「〇〇月〇〇日 面談記録音声データ」（請求内容1に該当するものとして）

(4) 個人情報一部開示決定処分（以下、父本人に対する処分を「本件処分4」といい、母に対する処分を「本件処分7」という。）

a 特定した公文書

「□年□組 **の件 まとめ」（請求内容5①に該当するものとして）

b 個人情報の一部を開示しない理由

条例第16条第2号に該当

開示請求者以外の個人の発言内容等については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(5) 不存在による非開示決定処分（以下、父本人に対する処分を「本件処分5」といい、母に対する処分を「本件処分8」という。）

対象となる請求内容及び開示請求に係る個人情報を保有していない理由については、(2)ア(イ)と同じ。

※ ア(7)、イ(7)及びイ(4)の特定した公文書について、以下「〇〇月〇〇日 **両親と生徒指導課の面談」を「本件公文書1」といい、「議員への回答メール」を「本件公文書2」といい、「□年□組 **の件 まとめ」を「本件公文書3」という。

(3) 本件各審査請求人は、令和2年10月24日に、本件処分2、5及び8のうち請求内容4に対する部分を不服として、また、同年11月13日に、本件処分1、本件処分2、5及び8のうち請求内容4以外の部分、本件処分3及び6並びに本件処分4及び7を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、各処分の取消しを求める審査請求をした。

なお、本件各審査請求人は、本件処分1、3及び6（本件公文書1）について、請求内容1に関する異議は述べていない。また、審査請求人（父本人及び母）は、本件処分3及び6について、処分庁が特定した公文書3(2)イ(7)のうち「〇〇月〇〇日 面談記録音声データ」に関する異議は述べていない。

4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 個人情報開示決定処分（本件処分3及び6）について

ア 特定した公文書の内容

(ア) 本件公文書1

〇〇年〇〇月〇〇日に行った、本件児童の両親及び京都市会議員1名と生徒指導課職員3名の面談記録

(イ) 本件公文書2

上記面談時に本件児童の両親から要請のあった「△△学区地域に向けて文書を配布すること」への教育委員会としての考え方について、教育委員会から京都市会議員に送付した電子メール

イ 各公文書を特定した理由

(ア) 本件公文書1は、〇〇月〇〇日に京都市会議員へメールを送るに至る経緯において、作成・取得した公文書であることから、請求内容2①及び3に該当するとして特定した。

(イ) 本件公文書2は、教育委員会としての考え方を伝達した電子メールであることから、請求内容2①及び3に該当するとして特定した。

なお、本件各審査請求人は、上記の文書のほかに決定書等の公文書がある（作成されるべき）旨を述べるが、他に請求に係る公文書は作成・取得していないので、各処分に係る公文書の特定に過不足はない。

(2) 個人情報一部開示決定処分（本件処分1、4及び7）について

ア 特定した公文書の内容

(ア) 本件公文書1及び2（本件処分1について）

5(1)ア(ア)及び(イ)に同じ

(イ) 本件公文書3

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの出来事を時系列に記載した文書

イ 各公文書を特定した理由

本件処分1、4及び7に対する審査請求は、当該各処分の一部開示の範囲、理由等の是非ではなく、公文書の特定に関して異議を述べるので、一部開示文書を特定した理由について述べる。

(ア) 本件公文書1及び2を特定した理由は、5(1)イ(ア)及び(イ)と同じである。

(イ) 本件公文書3には、請求内容5①で請求されている内容がp33に含まれるため、本件請求に

該当する公文書として特定した。

なお、本件各審査請求人は、上記の文書のほかに決定書等の公文書がある（作成されるべき）旨を述べるが、他に請求に係る公文書は作成・取得していないので、各処分に係る公文書の特定に過不足はない。

(3) 不存在による非開示決定処分（本件処分2、5及び8）について

ア 請求内容2②に係る文書が存在しない理由

〇〇月〇〇日に行った教育委員会の職員と市議員とのやりとりは、別件会議終了後に、本件児童の保護者からの要望に対する教育委員会としての考え方を、職員から市議員に口頭で提示したものである。市議員とのやりとり、協議等のすべてを文書に記録しているわけではなく、本件については文書を作成していない。

イ 請求内容4に係る文書が存在しない理由

〇〇年〇〇月〇〇日の話し合いについては、3人の児童が初めて一堂に会してそれぞれの思いを話し合う場面であり、音声で残すことが必要だと考え、音声をICレコーダーで録音し、録音内容を文字に起こすこととした。また、録音開始・終了のためのICレコーダーの操作は、一連の対応の開始前と終了後に行った。そのため、3人の話し合いの前後のやり取りについても録音されている。

3人の話し合い前の部分で録音されているのは、本件児童と本件児童の母親と教職員との会話及び本件児童と教職員との会話である。そのため、請求内容4（本件児童がその場にはいない場面で行われた教職員と本件児童以外の個人との会話）に該当しない。

また、3人の話し合い後の部分で録音されているのは、教職員が本件児童の保護者に話し合いの内容を報告した際のやり取りである。このやり取りは、令和元年12月11日付で審査請求人に一部開示した【〇〇〇〇 3人の話し合い内容】に概要が記載されているが、録音内容を文字に起こしていない。

なお、録音内容を文字に起こしていないのは、録音の目的が3人の話し合いを記録することであったからである。

したがって、請求に係る文書は存在しない。

ウ 請求内容5②に係る文書が存在しない理由

「△△小学校□年生児童を対象としたアンケート調査の説明をPTA本部役員に対して行う。」という対応案は、教育委員会事務局指導部生徒指導課における打合せの中で発案、確認されたが、この際の打合せの記録を作成していない。

なお、この打合せは意思決定を行ったものではないので、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第6条に基づいて公文書の作成を要するものではない。

エ 請求内容5③に係る文書が存在しない理由

「第三者委員会の設置の要望」についての対応案は、教育委員会事務局指導部生徒指導課における打合せの中で発案、確認されたが、この際の打合せの記録を作成していない。

なお、この打合せは意思決定を行ったものではないので、規則第6条に基づいて公文書の作成を

要するものではない。

オ 請求内容6に係る文書が存在しない理由

請求にある期間内（〇〇年〇〇月〇〇日から同月〇〇日まで）に「調査終了と報告するに至った経緯，理由が明らかになる話合い」は行っていないため。

カ 各請求に係る文書が存在しない理由（共通する主張）

請求人は、「公文書が作成されていなければ」，「教職員等の関係者が記録したメモ，ノートなどは，職務として作成された実質的な組織共用文書であり，京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第2条第2号にある公文書に該当する」と主張する。「公文書」の定義は，情報公開条例第2条第2号で定められているところ，組織共用に関しては，情報公開事務の手引の4頁において，次のとおりとされている。

「当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして，当該実施機関・・・が保有しているもの」とは，当該公文書がその作成又は取得に関与した職員等個人の段階のものではなく，組織としての共用文書の実質を備えた状態，すなわち，当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用，保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって，職員等が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿，課題等の整理資料，参考となる事項のメモ等は，「組織的に用いるもの」に該当しない。」

上記のとおり，打合せの際に職員が個人的に作成し，保有しているメモやノートは，「公文書」に該当しない。そのため，処分庁としては，組織的に用いるために保有しておらず，各処分を行った。また，公文書を作成していないことを理由に，「公文書」ではない職員個人のメモやノートが「実質的な組織共用文書」として「公文書」となるものではない。

6 本件各審査請求人の主張

本件各審査請求に係る審査請求書，反論書及び審査会における法定代理人である父の口頭意見陳述によると，本件各審査請求人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 個人情報開示決定処分及び個人情報一部開示決定処分（本件処分1，3，4，6及び7）について

本件処分1，3，4，6及び7において特定された本件公文書1，2及び3については，本請求の目的とする文書ではなく，以下のとおり違法不当である。

ア 本件公文書1及び2について

(ア) 〇〇年〇〇月〇〇日に△△において，**議員同席のもとに行われた教育委員会と本件児童の両親との面談で，教育委員会と△△小学校は，〇〇年〇〇月に発生した本件児童のいじめの重大事態に対する不適切な対応について謝罪し，本件児童の両親は，本件児童が安心して△△小学校校区で暮らすことができるよう，通知文書の配布を教育委員会に要望した。その可否については，**議員に報告するよう依頼したところ，〇〇月〇〇日に教育委員会は**議員に以下のように

報告している。

- a 教育委員会として、本件児童が△△小学校・△△中学校への転入学を希望される際に、転入する学級への配慮など円滑な学校生活となるよう最大限の努力をしていきたい。
- b 一方でご提案の通知については、教育委員会及び学校と認識が異なる内容であることや、全世帯への通知を配布することで、新たな憶測を生じさせる可能性が高く、子どもたちの円滑な学校復帰につながらないと判断しており、配布することはできない。
- c なお、通知の配布のご提案は地域からの誹謗中傷を防ぐために求められているものと認識しているが、このことに関しては当事者間で対応いただきたい。

- (イ) 本件各審査請求人は、〇〇月〇〇日に本件児童の両親と教育委員会の面談において教育委員会に要望したことに対し、〇〇年〇〇月〇〇日（要望日）～〇〇月〇〇日（報告日）の約1ヶ月間、教育委員会内においてどのように協議され、〇〇年〇〇月〇〇日に教育委員会の考え方として**議員に上記の内容を報告するに至ったのか、その協議された内容が明らかになる文書の開示を請求したのである。

本件公文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日に**議員同席のもと行われた本件児童の両親と教育委員会の面談記録であり、本件公文書2は、教育委員会が**議員に結論として報告した教育委員会としての考え方であるため、上記の内容を報告するに至った経緯、理由が明らかになる記録（請求内容2①及び3の目的となる文書）には該当しない。

- (ウ) 教育委員会としての考え方に至った話合いや会議等の記録（意思決定に係る記録）が作成されていないなら、規則第6条に違反している。本件児童が不登校となった〇〇年〇〇月には市長に報告しているほどの重大な事案について、決定書等の公文書として意思決定を図らずに職務を遂行することは到底考えられず、意思決定されていないのであれば、教育委員会の考え方として納得できるものではない。

イ 本件公文書3について

- (ア) △△小学校教職員（**教頭ら）は、〇〇年〇〇月〇〇日の本件児童の両親との面談において【〇〇〇〇 3人の話合い】における不適切な対応を認め謝罪し、加害児童に改めて指導することを約束したが、同年〇〇月〇〇日の**主事からの本件児童の両親への架電報告によると、**教頭は、教育委員会に対して「いじめの事実は認められなかった。」と報告している。本件各審査請求人は、その報告をする前に、加害児童に対しどのように指導し、その保護者にどのように説明したのか、そして△△小学校の話合い等においてどのような経緯で教育委員会への報告内容を決定したのか、また、報告を受けた**主事は、教育委員会内の話合い等でどのように内容を決定して本件児童の両親に報告したのか、その情報の開示を求めたのである。

この請求に対し、処分庁は本件公文書3を対象公文書として特定したが、本件公文書3にはp33の「〇〇月〇〇日（火）8時30～（非開示部分）**・**・教頭会議室にて面談」の2行のみで、面談内容もいじめ対策委員会が開催された記録も全く記載されていない。したがって、請求内容5①の目的となる公文書に該当しない。

- (イ) 一方、〇〇月〇〇日の**主事からの本件児童の両親への架電報告では、**主事は、**教頭からの報告についてメモを取っており、そのメモを読み上げ、さらにそのメモは破棄しない、

それは**教頭も同様であると明言している。即ち、△△小学校としての報告、教育委員会としての報告にそれぞれ使用されているのであるから、話し合い等の記録や決定書等の公文書が作成されていない（規則第6条に違反している）状況では、**主事や**教頭のメモ等の記録は、個人的なものではなく、組織として内部で共有された、「公的な内容の記録」とならざるを得ないのであり、開示請求の対象となる公文書とみなされるのは当然である。

(2) 不存在による非開示決定処分について（本件処分2、5及び8について）

規則第6条第1項「意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。」又は第2項「意思決定と同時に公文書を作成することが困難な場合にあっては、口頭により処理するものとし、事後速やかに公文書を作成するものとする。」により、記録（公文書）は作成されているはずであり、又は作成されるべきものである。また、仮に公文書が作成されていないのであれば、関係職員の記録、メモ、ノートなど文字に起こしたものは、職務として作成された実質的な組織共用文書であり、情報公開条例第2条第2号の公文書に該当する。したがって、以下のとおり不存在による非開示は違法不当である。

ア 請求内容2②について

教育委員会は、〇〇年〇〇月〇〇日頃に**議員と面談を実施し、そこで教育委員会という組織で判断（意思決定）したこと（教育委員会としての考え方）を報告している。したがって、教育委員会は、規則第6条第1項又は第2項の規定により、記録（公文書）を作成しなければならない、その記録（公文書）に基づいて**議員に報告しているのである。また、面談における説明の後、議員からの依頼等については、通常、上司に報告し、その判断に従って職務を遂行しなければならないため、記録を残しておくことが当然である。

仮に、教育委員会が公文書を作成していなかったとしても、教育委員会が面談で説明する際に使用し、あるいは面談で交わされた内容を記したメモやノートは、職務として作成された実質的な組織共用文書であり、情報公開条例第2条第2号の公文書に該当する。

イ 請求内容4について

関係児童3人の話し合い前後に行われた会話は、当該話し合いに関連するものであることは明らかであり、その話し合いによって確認、共有された情報に基づいて小学校教諭は児童3人の面談という職務を行い、面談後は、その内容を確認し、上司や教育委員会に面談内容の概要を報告し共有している。

したがって、児童3人の話し合い前後の会話については、規則第6条第1項又は第2項の規定により公文書を作成しているはずであり、あるいは作成されるべきものである。

仮に、公文書が作成されていなかったとしても、関係児童3人の面談の前後の話し合いにおいて教育委員会が使用あるいは記したメモやノートは実質的な組織共用文書であり、情報公開条例第2条第2号の公文書に該当する。

また、本件児童の増悪した病状が快方に向かい、教諭に対する信頼を取り戻し、健やかな学校生活を送れるようになるためには、3人の話し合い前後の会話内容が開示されることによって、3人の話し合いの真実が明らかになることが極めて重要であり、当該情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（条例第16条第2号ただし書）に該当する。

処分庁の弁明では、3人の話合いの前の部分は本件児童又は本件児童及び本件児童の母親と教職員との会話であり、3人の話合い後の部分は教職員と本件児童の母親とのやり取り（帰宅する際のやり取りで本件児童も同行）としている。しかし、本件児童がその場にはいない場面で行われた教職員と本件児童以外の個人との会話が存在することを強く疑っており、この部分を隠蔽あるいは削除したのではないかと危惧する。

ウ 請求内容5②について

△△小学校□年生児童を対象としたアンケート調査の説明をPTA本部役員にのみ説明することは、教育委員会内の打合せにおいて発案・確認されている。したがって、規則第6条第1項の規定により、「PTA本部役員にのみ説明する」との意思決定にあたっては、教育委員会は公文書となるその記録を作成していなければならない。

仮に、意思決定に当たって公文書が作成されていないのであれば、関係職員の記録、メモ、ノートなど文字に起こしたもの、職務として作成された実質的な組織共用文書であり、情報公開条例第2条第2号の公文書に該当する。

エ 請求内容5③について

本件児童が被ったいじめの重大事態について、本件児童の保護者は、再三、第三者委員会（京都市いじめ問題調査委員会）の設置を要望してきたが、要望に対する対応案について、教育委員会は、「打合せの中で発案、確認されたが、この際の打合せの記録を作成していない」と主張し、「この打合せは意思決定を行ったものではない」と弁明する。しかし、第三者委員会に諮問するか否かについて「諮問しない」という「発案」を「確認」し、第三者委員会に諮問していないのであるから、意思決定を行ったものであることは明らかである。したがって、教育委員会は、規則第6条第1項の規定に基づき公文書を作成していなければならない。

意思決定に当たって公文書が作成されていない状況では、関係職員が記録したメモ、ノートの内容は、意思決定に当たって教育委員会内で情報共有かつ確認され、職務として作成された実質的な組織共用文書であり、公文書に該当する。

オ 請求内容6について

教育委員会は、本件児童の保護者に対し〇〇年〇〇月〇〇日に「お聞きした意見を委員会で検討する。第三者委員会についても検討する。またご報告する。」と発言していたにもかかわらず、加害児童の保護者に対し同年〇〇月〇〇日及び〇〇日に「教育委員会としてこれ以上調べる必要がないと考えており、いじめの重大事態の報告を**さん側に行う。」と発言している。即ち、この間に調査は終了と判断（意思決定）しているのである。

したがって、〇〇月〇〇日以降、〇〇月〇〇日までの間に教育委員会としての調査は終了と判断（意思決定）した話合い等が行われているはずであり、規則第6条第1項又は第2項の規定によりその意思決定に係る記録（公文書）は作成されるべきものである。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 個人情報開示決定処分及び個人情報一部開示決定処分（本件処分1, 3, 4, 6及び7）について
- ア 本件処分1, 3, 4, 6及び7に対する審査請求の争点は、処分庁が各処分において本件公文書1, 2及び3を特定したことの妥当性についてであり、この点について以下検討する。
- イ 処分庁は、以下の理由から本件請求に係る公文書の特定に誤りはなく、また過不足もないと主張する。
- (7) 本件公文書1は、〇〇月〇〇日に京都市会議員へメールを送るに至る経緯において、作成・取得した公文書であることから、請求内容2①及び3に該当するとして特定した。
- (8) 本件公文書2は、教育委員会としての考え方を伝達した電子メールであることから、請求内容2①及び3に該当するとして特定した。
- (9) 本件公文書3には、請求内容5①で請求されている内容がp 3 3に含まれるため、該当する公文書として特定した。
- (10) 他に請求に係る公文書は作成・取得していないので、公文書の特定に過不足はない。
- ウ これに対して本件各審査請求人は、以下のとおり主張している。
- (7) 〇〇月〇〇日に本件児童の両親と教育委員会の面談において教育委員会に要望したことに対し、〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日の約1ヶ月間、教育委員会内において協議された内容が明らかになる文書の開示を請求したのである。
- 本件公文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日に**議員同席のもと行われた本件児童の両親と教育委員会の面談記録であり、本件公文書2は、教育委員会が**議員に結論として報告した教育委員会としての考え方であるため、上記の内容を報告するに至った経緯、理由が明らかになる記録には該当しない。
- (8) △△小学校は〇〇月〇〇日に教育委員会に対し「いじめの事実は認められなかった。」と報告し、教育委員会は〇〇月〇〇日に本件児童の保護者にその旨報告しているが、本件児童の保護者に報告する前に△△小学校及び教育委員会においてどのような面談・打合せ等がされたかがわかる情報の開示を請求したのである。
- 本件公文書3には△△小学校で実施した面談内容やいじめ対策委員会が開催された記録が全く記載されていないため、対象公文書に該当しない。
- (9) 教育委員会としての回答や結論に至った記録や決定書等の公文書は、規則第6条に基づき作成されるべきものである。
- (10) (本件公文書3に関して) 話し合い等の記録や決定書等の公文書が作成されていないのであれば、**主事や**教頭のメモ等の記録は個人的なものではなく、組織として内部で共有された、組織としての職務を果たすために必要な「公的な内容の記録」とならざるを得ず、対象公文書となるものである。

エ 本件公文書1及び2について

(7) 当審査会において、本件公文書1及び2を見分したところ、本件公文書1には、〇〇年〇〇月〇〇日に**議員同席のもと本件児童の両親と生徒指導課が実施した面談に関し、日時、出席者名、概要及び本件児童の両親の主張が記載されており、本件公文書2には、当該面談時に本件児童の両親から受けた提案に対する教育委員会の考え方が記載されていることが確認できた。

(イ) 確かに、個人情報開示請求書における請求内容2①及び3は「回答又は結論に至った経緯や理由が明らかになるすべての記録」とされており、回答や結論を導くために行われた協議の記録などの公文書が存在する場合には、本件各審査請求人が主張するように、これらが特定されるべきものである。

一方で、請求内容が「すべての記録」とされていることから、教育委員会による回答や結論が出されたきっかけや回答内容そのものが記載されている公文書を除外することにはならないから、処分庁が本件公文書1及び2を特定したこと自体は、誤りではない。

(ウ) 本件各審査請求人は、教育委員会としての回答や結論に至っているのであるから規則第6条第1項に基づき意思決定に係る公文書が作成されるべきである旨の主張もしているが、そのような公文書が作成されていないことの是非はともかく、他に請求内容2①及び3に係る公文書がないとする処分庁の主張に不自然な点はなく、また、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

(エ) 以上から、当審査会としては、処分庁が請求内容2①及び3に対し本件公文書1及び2を特定したことは妥当であると判断する。

オ 本件公文書3について

(7) 当審査会において本件公文書3を見分したところ、請求内容5①の〇〇年〇〇月〇〇日以降に面談をした事実について、p33に、その日時、面談の相手方、面談を行った職員の氏名及び場所が記載されていることが確認できた。

(イ) この点、本件各審査請求人は、本件公文書3には、具体的な面談の内容が記載されていないことを理由に請求内容5①を満たす公文書ではないと主張しているが、当審査会としては、少なくとも面談の日時や対象者などの記載がされている以上、請求内容5①を満たす公文書として特定すべきものであると判断する。

(ウ) また、本件各審査請求人は、規則第6条第1項に基づき他に公文書が作成されるべきであることや、公文書が作成されていないのであれば、メモ等の記録は個人的なものではなく、組織として内部で共有された組織としての職務を果たすために必要な「公的な内容の記録」とならざるを得ず、対象公文書となると主張する。

(エ) 条例第2条第7号において公文書とは「実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」(情報公開条例第2条第2号と同内容)とされている。ここでいう「当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員等個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして

利用、保存されている状態のものを意味する。

- (オ) この点について、本件各審査請求人が言及する**主事らのメモについては、少なくとも自らが見聞した内容を相手に伝える際に個人の手元に置く備忘録的な使われ方がされていたことは認められるが、当審査会としては、双方の主張を精査しても、それ以上に、その写しが他の職員と共有されるなどの利用状況にあることがうかがえるような事実を見いだすことはできなかった。
- (カ) 以上から、当審査会は、処分庁が請求内容5①に対し本件公文書3を特定したことは妥当であると判断する。

(2) 不存在による非開示決定処分について（本件処分2、5及び8について）

ア 本件処分2、5及び8に対する審査請求の争点は、①請求内容に係る公文書が作成されているか否か、②職員が作成したメモ等の記録が公文書に該当するか否かであるから、当審査会はこれらの点について以下検討する。

イ 請求内容に係る公文書について

(ア) 規則第6条には、「意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。」などと規定されている。処分庁は、意思決定を行ったものではないため、公文書を作成していないと主張する。一方、本件各審査請求人は、教育委員会としての意思決定を行っていることから公文書が作成されているべきであると主張する。

(イ) 当審査会が諮問庁に対し、どのような場合に規則第6条に基づき公文書を作成するのか確認したところ、次のような説明があった。

- ・ 組織として大きな方向性を決めるような場合には、意思決定に係る公文書を作成しており、一般的には、外部に文書を発信する場合、事業を実施する場合、外部からの質問に書面で回答する必要がある場合などには、文書による意思決定を行っている。

本件については、いじめ重大事態に係る対応やその調査手法について内部の打合せ等において確認しているものであり、このような場合に当たるものではない。

(ウ) 当審査会としては、請求内容2②、4、5②、5③及び6に係る打合せ等の記録が全く作成されていないことの是非はともかくとして、当該公文書の作成を要しないため作成していないとする処分庁の主張自体に特段不自然な点はなく、また、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に本件各請求の対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

ウ 職員が作成したメモ等の記録について

(ア) 処分庁は、職員が個人的に作成し、保有しているメモ等は公文書に該当せず、また、公文書を作成していないことを理由に、公文書ではない職員個人のメモ等が実質的な組織共用文書として公文書となるものではないと主張する。一方、本件各審査請求人は、関係職員のメモ等の記録は、職務として作成された実質的な組織共用文書であり、情報公開条例第2条第2号（条例第2条第7号と同内容。当審査会は、条例第2条第7号の該当性について検討を行う。）の公文書に該当すると主張する。

- (イ) 当審査会が諮問庁に対し、関係職員が作成したメモ等の記録が、組織においてどのように用いられているのかを確認したところ、次のような説明があった。
- ・ 職員は、対応内容や聴取内容を個人のノートやメモ等に記載し、当該メモ等を用いて他の関係職員に口頭で報告することがある。その際に、当該メモ等をコピーして関係職員と共有することなどは行っていない。
- (ウ) 当審査会としては、職員が自身で管理するノートやメモ等の記録について、文書の形で他の関係職員と共有することが通常行われなくても、業務上、不自然な点はないと考える。また、職員のメモ等の公文書該当性については、(1)オ(エ)のとおりであるから、本件各審査請求人の主張を認めることはできない。

エ その他

本件各審査請求人は、請求内容4に関して、その元となる音声データに、本件児童や本件児童の母親がその場にはいない場面で行われた教職員と本件児童以外の個人との会話が存在することを疑っており、隠蔽等を危惧しているとのことである。

この点について、当審査会は、別件の審査請求事案（本件児童の法定代理人である父によるもの）を審査（令和2年12月24日付け答申個第102号）した際において、当該音声データを見分した結果、当該音声データには条例第16条第2号に該当する情報（第三者のプライバシー情報）が含まれていないと判断しているので、念のため申し添える。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 請求内容

1	〇〇年〇〇月〇〇日（木）10時から△△において、**議員同席のもとに行われた教育委員会と本件児童の両親の面談の記録
2	① 〇〇年〇〇月〇〇日の面談以降、教育委員会及び△△小学校で本件に関して行われた会議、打合せ等における話合いの内容、参加者とその発言内容、〇〇月〇〇日に**議員に報告した結論に至った経緯、理由が明らかになる全ての記録及び資料
	② 本件について、〇〇年〇〇月〇〇日頃に教育委員会総務の担当者が、**議員と面談した内容が明らかとなる全ての記録及び資料
3	教育委員会及び△△小学校が、**議員に回答するに至った経緯、理由が明らかになる話合い等（架電によるものを含む）のすべての記録
4	〇〇年〇〇月〇〇日に△△小学校で関係児童が行った話合い前後に継続して録音されていた、本件児童がその場にいない場面で行われた教職員と本件児童以外の個人との会話について、音声データを文字に起こしたもの（日時、場所、参加者を含む）及び参加者のメモ、ノートなど、文字に起こしたもの全て
5	① 〇〇年〇〇月〇〇日以降、教育委員会及び△△小学校が行った関係児童や保護者への聞き取りや面談、事前打合せ等に関係した△△小学校及び教育委員会の全ての職員の文字に起こした全ての情報
	② △△小学校□年生児童を対象としたアンケート調査の説明をPTA本部役員のみの説明することは、教育委員会内の打合せの中で発案・確認され、△△小学校には電話で伝えられたことが明らかになった。この教育委員会内の打合せ及び△△小学校への電話連絡等に関係した教育委員会及び△△小学校の全ての職員が文字に起こした全ての情報
	③ 第三者委員会の設置の要望に対する方針について、口頭で確認し、情報共有された教育委員会及び△△小学校の全ての職員の文字に起こした全ての情報
6	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までに教育委員会及び△△小学校で行われた、私どもへの事前説明もなく加害児童保護者に本件は終了する（教育委員会としてこれ以上調べる必要がないと考えている等）と報告するに至った経緯、理由が明らかになる打合せ等の記録

(参考)

1 審議の経過

	年 月 日 等	
	諮問個第266～268号	諮問個第269～276号
諮 問	令和2年11月24日	令和2年12月14日
諮問庁からの弁明書の提出	令和2年12月24日	令和3年 1月20日
審査請求人からの反論書の提出	令和3年 2月 8日	令和3年 3月 1日
審 議	令和3年10月26日（令和3年度第6回会議） 諮問庁の職員の口頭理由説明	
	令和3年12月 2日（令和3年度第7回会議） 審査請求人の口頭意見陳述	
	令和4年 1月27日（令和3年度第8回会議） 審議	

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）